

一九世紀後半～二〇世紀初頭ジャワ・マヅラの デサ首長の社會的地位をめぐる

植 村 泰 夫

はじめに

- 一 デサ首長の地位の整備
 - 二 デサ首長のデサ行政に於ける役割
 - 三 デサ首長の役職に伴なう收入
 - 四 デサ首長の不正と住民の對應
- おわりに

はじめに

一九世紀初頭以降、ジャワ・マヅラのデサ（村落）はオランダ植民地支配の末端に組み入れられ、それによって様々な形での行政的再編を受けてきた。かつて岸幸一氏はこの過程を検討され、村落の分割統合と、それを基礎とした原住民自治體條令（T.G.O.）の施行という二つの段階を経て、ジャワ・マヅラの村落は根本的な變容を経験して今日のいわゆるデサに至ったと述べられた。そして、この再編の方向は、本來、地域によって構造差のある慣習法的な村落行政に、オランダの自治體の諸要素を導入して近代化をはかり、漸進的に共同體的社會を崩壊せしめ、資本主義的農業導入の條件を創り

上げようとするものであったと規定された。⁽¹⁾

岸氏は、残された問題として、ジャワの村落が内面的にとれだけの質的變容をきたしたかを検討すべきことを提起されたが、こうした課題を一九世紀中葉を對象時期として検討されたのが内藤能房氏の一連の論考である。同氏は、E.R.に依據して内藤〔1977A〕では土地權の問題を検討し、内藤〔1977B〕では勞役遂行の問題を手がかりに、中・東部ジャワの共同體的諸關係が一方で強化されながら、他方では崩壞・變質してゆく再編過程にあったと規定された。そして、内藤〔1979〕に於いてはこれらをふまえた上で村落運營の側面からジャワ村落の性格を検討し、(1)同時期のデサが自然的集落またはその集まりであるのと同時に植民地行政末端單位であった、(2)ジャワ村落は基本的に村落共同體であった、(3)地方行政末端單位化や村長の官吏化はデサの社會構造を本質的に變えなかった、(4)村長の地位は名望家的性格が薄れ官吏的側面が際立ち、一般村民との關係は社會的勢力差を伴う經濟從屬的性格のかなり強いものであったと指摘される。その上で、今後解明されるべき問題として、(A)村落運營の進め方について村民がどのような政治的了解を有していたかというより實態的、根本的な問題、(B)職田經營などに端的に表われる村落住民階層間の社會的、經濟的從屬性や相互依存性の内容に關する社會經濟的問題の二點をあげられる。

筆者も一九世紀以降のジャワのデサの變質過程に關して、基本的には岸氏や内藤氏と同じように考えている。そこで、小論では内藤氏の提起を受け、この變質過程の最中にある一九世紀後半〜二〇世紀初頭の時期に於けるデサ首長のデサ内での地位が如何なるものであったかということを、住民との關係に焦點をあてて具體的に検討してみたい。

筆者は以前、二〇世紀初めの東部ジャワのシンドアルジョ縣のデサ協約の分析を通じてこの問題を検討し、デサ首長の地位は住民の代表であったが故に住民の敬意の對象であったが、同時にそれが希薄化しつつあったことを假說的に示したことがあった。⁽²⁾小論はこれをふまえて分析對象地域をジャワ・マツラのオランダ直轄領全域に擴げ、先ずデサ首長の地位が政廳の手でどのように再編されてきたかを概観し、次いで一九世紀後半〜二〇世紀初頭の時期のデサ首長のデサ行政に於

ける役割、その役職に伴う収入、彼らの不正とそれに對する住民の對應を分析することによって、上記の課題に迫ってみたい。

一 デサ首長の地位の整備

一九世紀初頭以來の政廳によるデサ再編策は多岐にわたるが、デサ首長の地位と大きくかわると考えられるものは、中間首長の廢止、デサ首長公選制の實施、一八八八年～九二年の各州理事命令、原住民自治體條令、デサの分割統合の五點であろう。

第一の中間首長の廢止は、統治ヒエラルキーの一元化をめざしたものであった。バウト(J.C. Bant)によれば彼らは古くから郡長とデサ首長の中間に設けられ、郡長からの命令をデサ首長に傳達したり、數デサの治安維持に責任を持つことを職務としており、デサ首長の中の有力者が選ばれるのが普通であった。⁽³⁾ 彼らは地域毎に異なる様々な稱號を持ち、⁽⁴⁾ その役職に伴って傳達役(Kebayan)を一名餘計に従えている他、支配下の各デサに米田を與えられ合計すれば廣大な職田を持っていたという。⁽⁵⁾ そして、一八三〇年代のケドゥー州で地稅の査定がこの中間首長の支配領域單位に實施された、バニユマスでは一八三〇年のオランダ領化以降、彼らに公共勞役(Teerendienst)、栽培勞役(cultuurdienst)の監督が委ねられたなどの例に示されるように、一九世紀前半期の植民地支配の中で重要な役割を擔わされてきた。⁽⁶⁾

しかし、彼らは「自分が首長を勤めていないデサに於いて、住民に對しても首長に對しても、前者には自立性の強い者に普通より重い勞役を課すと脅して恐怖心を起こさせることによって、後者には住民を焚き付けて首長に對する不平を述べさせることによって、その支配を維持する手段を持っている」⁽⁷⁾ので、その存在は「デサ首長の支配と權威とを著しく損っている」と、政廳側から見なされるようになってきた。彼らの廢止の方向が打ち出されたのは、これが理由であった。

そして、一八四九年～五〇年に先ずスマラン州で廢止が試みられたのであるが、⁽⁸⁾その後、幾度か提起された廢止案は、そ

れを宣言すれば社會不安を招く、郡行政の整備の遅れている地方では中間首長は不可欠であるなどの理由から實行には移されず、結局、一八六六年一月の政廳命令によって、空ポストが生じた場合に新規任用はしないという方法で解決を圖ることになった。⁽⁹⁾かくて、中間首長は次第に消滅し郡長がデサ首長を直接に支配するという形に一元化されていったと考えられる。

第二のデサ首長公選制度は、周知のようにイギリス統治時代にラッフルズによりジャワ固有のものとして公認されたものであるが、⁽¹⁰⁾一八一六年のジャワへの復歸後、オランダ権力もこれを認め *Stb. 1819, no. 13* で法制化した。その第一條は「それに基づいてデサの住民が、彼らの首長を自分達の方法で選び、交替する古くからの慣行は維持され、住民に對して保證される」と述べる。以下、同選舉法では選舉が毎年の地稅査定前に實施されるべきこと(二條)、選出結果には理事の承認が必要だが、よほどの理由のない限り承認拒否はできず、またその場合には總督に對し理由も含めて報告すべきこと(四條)、被選舉權はデサ住民に限定されること(五條)などが規定された。

この理念は一九世紀後半以降の植民地統治の基本理念を定めた一八五四年の統治憲章(R.R.)でも受けつがれ、七一條に於いて「原住民共同體は、地方當局の承認の下にその首長と行政役人を選出する。總督はこの權利をあらゆる侵害から擁護する。この共同體には、總督もしくは地方當局から出される命令を尊重しつつ内部利害を調整することが委ねられる。」と述べられる如く、住民選舉の原則が改めて宣言され、また同時にデサ自治の原則が打ち出された。そしてこれを受けて *Stb. 1878, no. 47* により一八一九年選舉法は改正され、選舉の方法がより詳細に規定されることになる。

一八七八年選舉法は二三條から成り、以下のような内容を持つ。デサ首長が空席になった場合、郡長は監督官と協議の上で一箇月以内にデサ内で全有權者を集めて選舉集會を開き、監督官と郡長または副郡長からなる委員會の出席のもとに選舉を實施する(一、二條)。過半数の得票者が選出されるが、どの候補もこれに達しない場合は再選舉を行ない最高得票者を選ぶ。同票の場合は、委員會が最適と判斷した者が選ばれる(三條)。委員會は経過報告を五日以内に地方長官に提出

(11) し(四條)、地方長官はレヘントの意見を聞いた後、一箇月以内に承認の可否を判断し、承認の場合は證書を交付する(五條)。承認拒否の要件としては、(a)選出手續の不備、(b)被選出者がアヘン常習者であったり、その行動や精神的肉體的缺陷によりデサ首長たるに不適格な場合、(c)不正行爲によりデサ首長その他の公職を罷免されたり、禁固、懲役刑以上の處分を受けたことのある者が選出された場合の三點があげられている(六條)。この場合、直ちに關係官吏に通知され、郡長は通知を受けてより二週間に以内に再選舉を実施する(七條)。デサ首長の解任には理由を示した地方長官命令が必要であるが(八條)、これには本人からの申請、移住、病氣、老齡化などの理由による名譽の解任(九條)と、度重なる不正行爲、職務怠慢、規則違反、禁固、懲役刑以上の處分を受けた場合に、レヘントと協議の上で決定する不名譽な解任(二〇條)の區別があった。デサ首長が公判中の期間、その職務は地方長官一時預りとし、判決を待つて解任または復職させる(二一條)。地方長官は、實施された選舉及び解任に關する狀況一覽を三箇月毎に提出する(一二條)。最終條項はこの選舉法の適用範圍を定めたもので、バニユマス、バゲレン、マディウン、クディリの免稅デサ(perdikandess)などの特別なデサを例外とすることが規定された(二三條)。(13)

この内容にはいくつかの特徴が見られる。先ず、舊選舉法の毎年選舉が隨時選舉に變つてゐる。これは、前者の慣行が存在しないことを政廳が認めたことの結果であつた。(14) また、被選出者をデサ住民に限定するといふ舊法の規定も落とされている。(15) 加えて、一九世紀中葉から政廳内で論争となつてゐた讀み書き能力を被選出資格要件にするか否かという點も、ここでは問われていない。(16) このため、後述の如く政廳にとって好ましくないデサ首長が選出されるケースも多く、同選舉法は更に Sib. 1907, no. 212 で改正され規定の一層の緻密化が圖られねばならなかつた。(17)

第三の理事命令は、一八八八年末のケドゥラー州を皮切りに九二年までに各州に順次公布されたものである。(18) これらは、當時の栽培監督官フォッケンス(F. Fokkens)の指示を受けたものであり、各州の命令はほぼ同一の構成を持つ。今、バゲレン州理事命令を例にその内容を見よう。

全體は一〇條から成るが、先ず前文では、この命令が「多くのデサ首長による、原住民共同体に委ねられたデサ内の利害調整の権限の濫用を、地方命令によって可能な限り防止しチェックする必要があるに明らかなことに鑑みて」出されたものであると述べられ、その目的が明らかにされる。第一條は、首長以外のデサ役人数の基準を、労働可能なデサ住民数が三〇人以下の場合は四人まで、三一人〜四五人の場合五人まで、四六人〜六〇人の場合六人まで……九三一人〜一一四〇

第一表 バンチェン使用数上限一覧

毎日のバンチェン使用人数上限	勞 働 可 能 人 口									
	バンチェン	パタビテ、ツリ ツンゲル、チガ ン、バカルツ、 ツロボリソマ	クラフソソ、 ユマ	チュリボ バニ	バゲレン ケドカー	ヌアラソ ジヤバラ	レンバン	マデ イサン、 ナスキ	クデ イリ	ヌラバヤ マゾラ
1人	1~25人	—	1~25人	—	1~49人	25~49人	1~25人	1~39人	1~24人	—
2人	26~50人	1~50人	26~50人	1~50人	50~74人	50~74人	26~50人	40~99人	25~99人	1~50人
3人	51~75人	51~100人	51~100人	51~125人	75~99人	75~99人	51~125人	100人~	100人~	51~100人
4人	76~100人	101人~	101人~	126~200人	100~124人	100~124人	126~200人	—	—	51~100人
5人	101人~	—	—	201~350人	125~149人	125~149人	201~350人	—	—	101~150人
6人	—	—	—	351人~	150人~	150人~	351人~	—	—	—

(註) 表示の仕方は、例えばバンチェンでは、労働可能人口1~25人につき、デサ首長は毎日1名のバンチェンを使用できるという形になっている。

なお、各州とも、耕地なしのデサでは上記のバンチェン数に1~2名を加えた人数の使用を認めている。

人の場合三人までと細かく規定している。⁽¹⁹⁾ 第二條は、子村新設條件を勞働可能人口一二人以上に定めている。第三條では、デサ役人の選出はデサ首長が有權者と協議して行ない、その解任には郡長の承認が必要だとされる。⁽²⁰⁾ 第四條はデサ首長の毎日使用できるパンチェン（對首長勞役負擔者）數の限度を定めたもので、公共勞役負擔義務者が一人ゝ四九人の場合一人、五〇人ゝ七四人の場合二人、七五人ゝ九九人の場合三人、一〇〇人ゝ一二四人の場合四人、一二五人ゝ一四九人の場合五人、一五〇人以上の場合六人とされ、更に耕地のないデサでは一人ずつ餘分に利用できると規定している。⁽²¹⁾ 第五條は、パンチェン以外の勞役賦課を禁じている。第六條は職田に關する規定であり、デサ首長の職田、それ以外のデサ役人全體の職田の面積が、それぞれ共同占有水田や共同體が占有する畑地の地を越えないことと定められている。⁽²²⁾ しかし、第七條では、この規定が適用されるのは新しいデサ首長の選出時からだという。第八條では上の諸規定の例外には理事の承認が必要ことが述べられ、第九條ではデサ首長選舉經過報告にデサ役人數、パンチェン數、職田面積を記入すること、第一〇條では郡長がここに規定された諸事項に關する記録をつけることが求められている。

以上の内容から明らかなように、この理事命令ではデサ行政の編成のあり方、特にデサ首長の權限や収入が細かく規定されており、それを州毎に劃一化しようとする意圖が窺われる。そして、この點を更に推し進めたのが、一九〇六年の原住民自治體條令 (L.G.O. Stat. 1906, no. 83) であつた。同條令は二〇條から成りデサ行政の原則を集大成したものであるが、⁽²³⁾ ここで述べておくべきは以下の諸點であらう。

先ず、「原住民自治體 (Gemeente) の統治はデサ首長もしくは自治體首長によつて、この首長とともにデサ行政もしくは自治體行政を構成すべく指名された若干の人々の補助を受けて行なわれる。」^(一) 條とあるように、デサ首長は明確にデサ行政擔當者として位置づけられた。彼らはデサを代表し^(八) 條、「一般に、その自治體の統治と内部利害に關する諸業務の正しい遂行に責任を負う」^(四) 條) ものとされた。具體的には、縣評議會 (Regentschapsraad) の定める規則に準據してデサの諸機構や財政、所有物の適正な管理運営に留意すること^(五) 條)、道路、橋、水路、建造物、廣場、市場、貯水池

など公共施設の維持管理に努めること（七條）が指示され、これらのために住民に勞役を課することができると規定された（二六條）。

さて、最も注目されるのは、この條令中に含まれるデサ行政の運営方法についての規定である。第六條によると、デサ首長は統治にあたつてできるだけデサ役人との協議を行なうべきだとされ、更に「重要な性質の問題については、デサ首長は集會に於いて協議した後でなければ決定を下してはならない。この集會には、デサ役人以外に、各地方の慣例に基づき、デサ首長選出に權利を有する者、及びそれ以外の有資格者が召集される。」と述べられ、住民との協議の制度化が圖られている。そして、有権者の過半数の同意の必要な事項として、具體的には、自治體による金の貸し出し、土地建物等の不動産の入手や譲渡、質入れ契約の締結、訴訟を起こす場合（二一條）、政廳に對し自治體の土地占有權を譲渡する場合、自治體所屬の土地建物等を自治體の名によって住民に貸し使用させる場合（二二條）、デサ勞役などの規定の適用の場合（二七條）があげられる。また、自治體所屬の土地の使用者に對して許可した使用條件の變更は、持分權保有者の $\frac{3}{4}$ の同意が必要であると規定された（二三條）。このように、ここではデサ首長の専決が明確に否定されている。

最後に觸れておくべきデサの分割・統合は一八七九年の立法に始まり、岸氏によればその目的は村落の處分權の縮小にあり、この結果、ジャワの村落は自然的血縁的共同體から自治體的な村落への質的轉換がなされたとされる。⁽²⁴⁾今、各年次毎の統合・分割數を示した具體的なデータは得られないが、岸氏が掲載した一八八六、一八八八、一九〇二、一九〇七、一九二八、一九二九年の數字を見る限り、重點は統合の方にあつたと思われる。⁽²⁵⁾E. D. A. p. 6~p. 7, p. 28によると、統合が本格化したのは一九一九年一〇月二八日の政廳命令 no. 13 (Bijblad, no. 3808) 以降のことであり、一九一八年〜二七年の一〇年間に四五一件の統合が實施されたという。統合の直接的な目的は小規模デサの財政的、行政的基盤の弱さの改善にあつたともいわれるが、現實にはそれによりデサ結合が弱まりデサ首長の影響力の減退を招いたケースが見られ、テガル州の如く統合デサの再分割を實施したところもある。しかし、E. D. A. は、全體として統合當初に存続した舊デ

サの獨立性は次第に失なわれ、新デサの一體性が醸成されていったと述べており、岸氏のいう質的轉換の進行していたことが窺われる。

以上の検討から明らかなことは、植民地政廳はデサ首長の地位を、ジャワ・マヅラの全域に於いてほぼ同一のものにすることをめざして、再編を進めてきたことであろう。それは、彼らを植民地支配末端機構として機能させる上で、不可缺のことであったと考えられる。それでは、そうした再編策は実際にはどのように機能し、そのことによってデサ首長の社會的地位は如何なる規定性を受けたのであろうか。以下、この問題を彼らの住民との關係のあり方の検討を通じて考えてみよう。

二 デサ首長のデサ行政に於ける役割

先ず、デサ首長の行政能力の検討から始めよう。M. W. E., 153, 154 は、デサ行政の水準がどのようなであり、その改善に實行可能な対策は何かという設問に對する回答を載せている。これを見て特徴的なのは、各縣報告の大半が水準の低さを問題にしていることである。⁽²⁶⁾ 具體的に指摘されている問題點は多岐にわたるが、その内容は大まかにデサ首長の行政能力の缺如ということと、彼らの種々の不正を問題にしたものに分けられる。後者については後に詳述することにし、ここでは前者の例を若干あげてその意味を考えてみよう。

パスルアン縣のレヘントによると、デサ首長は二五年以上在職して初めて命令をどのように實行したらよいかを理解するようになるが、それでさえ、監視を緩めると内容を取り違えたり、全く實行しなかったりすることがあるという。⁽²⁷⁾ サラティガ縣では、一九〇三年、全體の一八%に及ぶ七〇名のデサ首長が職務怠慢を幾度か警告された後に逮捕され、また一八九九年〜一九〇三年に罷免された者は五八名に及んだ。彼らは、飲料水の供給改善、水源池の清掃、有用樹や有用作物の植付けといったデサの利益に直結した仕事にもイニシアティブを發揮できず、これらすべては上級權力の命令に頼らざ

第二表 1890年代初デサ首長の読み書き能力

州	デサ首長 總人數	地 方 語		マレー文字		アルファベット (オランダ語)	
		讀み	書き	讀み	書き	讀み	書き
バンテン	1,522	707	447	966	714	30	30
バタビア	1,153	258	197	526	493	217	216
クラワン	205	128	126	46	36	24	19
プリアンゲル	1,450	1,116	1,038	653	559	420	330
チェリボン	1,220	807	734	194	104	190	152
テガル	1,029	619	558	97	31	21	17
プカロンガン	1,183	565	270	76	28	20	15
スマラン	2,444	1,754	1,322	253	56	269	175
ジャパラ	1,251	645	562	131	27	98	81
レンバン	2,016	1,573	1,476	30	34	109	97
スラバヤ	4,957	2,073	1,609	216	124	118	118
マヅラ	1,168	465	237	146	51	27	21
パスルアン	1,620	632	460	87	33	52	43
プロボリンゴ	559	307	282	56	27	30	30
ブス	689	328	240	141	36	31	28
バニュマス	1,299	829	607	74	32	223	182
バゲレン	2,660	1,874	1,532	237	140	373	299
ケドゥー	2,846	1,591	116	1,011	89	332	149
マディウン	1,473	1,018	850	86	62	171	133
クディリ	1,515	1,061	807	234	93	152	134
全ジャワ・マヅラ	32,257	18,345	13,470	5,260	2,769	2,907	2,269

(出所) Holle, K.F., "De Dessabesturen op Java en Madoera" (T.B.B., vol.6, 1892) p.284.

るを得なかったという。(28)

これらのことは、植民地支配の側から見てデサ首長が期待通りに機能していなかったことの表われと言えようが、その原因の一つは彼らの多くが文盲であったことに求められよう。前章で觸れたようにデサ首長選出に際し読み書き能力の有無は條件とされなかったのであるが、實際、一八九〇年代初頭の調査によれば、ジャワ・マヅラのオランダ直轄領の三二、二五三人のデサ首長のうち、地方語の讀める者は一八、三四五人(五六・九%)、書ける者一三、四七〇人(四一・八%)、マレー語の讀める者五、二六〇人(二六・三%)、書ける者二、七六九人(八・六%)、アルファベット(オランダ語)に至っては讀める者二、九〇七人(九・〇%)、

書ける者二、二六九人（七・〇％）にすぎなかった（詳しくは第二表を参照）。この點は、それから約一〇年後の M. W. 調査時にも基本的には改善されていなかったようで、デサ行政の水準引上げの方策として學校の増設、教育の必要を指摘した縣報告 (M. W. E., 154) は三六に及んでいる。以上のことは、住民側から言えば、デサ首長を選ぶにあたり知的能力や行政手腕の高さを判斷の基準にしていたのではないことを意味しているのである。⁽²⁹⁾

さて、デサ運営に於ける何らかの決定を下すにあたって、デサ首長は如何なる位置を占めたのであろうか。一九二〇年代後半の村落自治調査の各縣報告 (R. D. A.)⁽³⁰⁾ によれば、調査一五縣中レバク縣を除く一四縣までが、デサ首長は政廳命令の實行者としては專決的だが、土地割當、デサ役人の選出といったデサ内の諸問題の決定については慣習や住民の意見に影響されると指摘している。そして、この點について、この調査の最終報告書 (E. D. A.) を書いたラソーネ (F. A. E. Lacaille) は、I. G. O. のデサ集會との協議義務付け條項（六條）の役割を高く評價し、それが「以前にはしばしば見られたデサ首長の專決的行動に終止符を打ち、デサ住民に共同體內の諸問題に充分參與できるといふ觀念を育てるのに極めて役立った。……協議の義務付けは、デサの統治に民主的な性質を與えた」と述べている。⁽³¹⁾

この評價によれば、從來のデサ行政は專制的であり、オランダ植民地支配がこれを改革したということになるのであるが、果してそうであらうか。この點を検討するために、先づ同調査の各縣報告の分析から始めよう。

ここで注目されることは、デサ首長の住民に對する權威の大きさに地域差が見られる點である。先づ、先に例外とされたレバク縣の報告では「バンテンに於ける一般的な問題は、ジャロ（デサ首長——引用者）が住民からはほとんど敬意を拂われておらず、その結果、彼らの村長としての權威が充分には行きわたらないことである。」と、その低さが問題にされる。そして、その理由については、この地域の村の中で住民の信頼を集めるのはジャロではなくクロロト (Kedat) 即ち長老であり、村政運営にはその支持が不可欠なのだが、住民は彼らがデサ役人に加わることは慣習に染まないと考えているからだと指摘される。⁽³²⁾ 一九世紀後半の調査にこの長老の役割を見ると、彼らはデサ役人の選出、新參者の受け入れ、共有

水田 (sawah, negara) 持分の承認などのあらゆる重要問題に關してデサ首長や宗教役人に助言を與え、村内の紛争の仲裁、遺言や財産分割、土地賣買、借金の際の證人を勤めるなどし、慣習法の維持者として獨立的な地位を保っていた。⁽³³⁾つまり、バンテンの本來の村落行政に於いては長老の役割の方がデサ首長よりも住民から重視されていたと考えられる。それは植民地權力によるデサ行政の劃一化の方向とは相對立するものであったが、結局、植民地支配はこの土着の村落行政システムを充分には崩しえなかつたのである。それが、この地域のデサ首長の權威の例外的な低さの根本的な原因であつた。⁽³⁴⁾

次にスカブミ縣 (プリアンゲル) では、「極めて個人主義的な住民の性格によつて、ここではデサ首長が專制的權力を持つとは言い難い」と指摘され、ルラーは住民の個人權、とりわけ土地權にはほとんど口出ししなひと言われる。⁽³⁵⁾同様の内容はバンドン縣報告にも見えるが、この個人主義的性格の背景にこの地域の土地權が個人占有であるという事情が存在したことは、容易に想定されよう。プルウォケルト、テガル、ウォノソボ、ケンダル、ポノロゴ、パナルカン各縣報告が、個人占有デサの首長權力は共同占有デサや兩形態の混合デサより弱いと指摘していることから、この點が理解されよう。パナルカン縣報告は、デサ首長に「懲戒權や、土地割當への介入がない」ことを理由にあげている。したがつて、個人占有のみの地域では、デサ首長たることの利點が少なく、立候補者を見つけるのが困難だというような狀況も、早くから見られたといふ。⁽³⁶⁾

第三は、都市及びその周邊に位置するデサの首長の權威の後退である。その事情を見ると、テガル縣では「縣廳所在地やその近郊の、非土地占有者數が占有者數を大きく上廻り、かなりの數の流動性のある住民が見い出される (クリーンや賃金生活者はデサ結合の枠外にある) デサ」で、首長の權威は相對的に小さいとされ、⁽³⁷⁾スカブミ縣では「貨幣經濟の導入によつて、デサ首長は傳統的權威を持った慣習法首長としてよりも、デサから給料を與えられる役人として見なされるようになってきた。この狀況は、特に慣習に基づく負擔 (pahadjar と hirsasan) が完全に廢止されてしまつた人口集中地やその近

鄰のデサで觀察される。⁽⁴⁰⁾」といわれる。ここでは都市化による非農業人口の増加や傳統的慣行の廢止が、權威の後退をひきおこしているのである。⁽⁴¹⁾

こうして見ると、デサ首長の住民に對する權威の大きさ、權力の強さの問題は、植民地權力による後楯によるものを別にするならば、一般的には土地權への介入の如何に深く関わっていたと考えることができよう。言いかえれば、それは本來、共同占有デサに於いて最も大きいはずであった。

それでは、共同占有デサに於いて、I.G.O. 以前に首長權力は專制的であったと言えるであろうか。今、デサ運営上、最も重要な問題である水田割替の方法を E.R., vol. 3, p. 257 の記述を見ると、プルウォレジョ、ケンダル、クドウス、パティ、レンバン、マディウン、クディリ、スラバヤ、パスルアンでは持分保有者自身がこれを行ない、デサ首長は證人として機能するにすぎない。また、デサ役人の選出について見ると、内藤 (1979) p. 79 も指摘するように特定の役職は住民とデサ首長との協議により選ばれる地方があり、その一部もしくは全部が選舉されるところさえあった。スラバヤやパスルアンの一部では、デサ役人は土地占有者による順番制であった⁽⁴²⁾。これらの事實を見ると、ジャワのデサでは本來、かなりの地域に於いてデサ行政への住民參加の慣行が存在しており、デサ首長がこれを完全に無視することは必ずしもできなかったと考えたほうが自然であろう。⁽⁴³⁾ 理事命令や I.G.O. は、こうした慣行を明確に政廳の方針として制度化することによって、住民參加を一層促進させる役割は果たした⁽⁴⁴⁾。新たにこれを創り出したものではなかったのである。

三 デサ首長の役職に伴なう収入

本章ではデサ首長の収入の分析を通じて、その社會的地位を検討する。第三表、第四表は、それぞれ一九〇二年頃と一九二六年のデサ首長の役職に伴なう年收の分布等を州毎に概觀したものである。年收の中味は、第三表については地稅徵收手當、コーヒー栽培歩合、職田收入、パンチェン、その他 (サンバタン sambatan、クドゥラン kodoeran などの勞役)、デ

第三表 デサ首長の役職に伴う年収 (1902~03年調査)

州	デサ首長 總人數	f300 以下	f300~ f600	f600~ f900	f900~ f1200	f1200~ f1500	f1500~ f1800	f1800~ f2400	f2400 超
バンテン	1,326	941	322	51	11	1	—	—	—
バタビア(クラウン縣)	213	120	55	27	5	6	—	—	—
ブリアンゲル	1,043	401	446	149	31	10	5	1	—
チェリボン	1,232	173	388	252	137	109	52	82	39
ブカロンガン	2,048	773	770	278	116	61	22	14	14
スマラン	3,408	766	1,304	723	345	143	61	42	24
レンバン	1,987	289	870	529	196	76	16	10	1
スラバヤ	4,832	2,412	1,970	367	55	22	4	2	—
マヅラ	1,492	550	580	248	72	28	6	6	2
ハスルアン	2,253	592	1,174	385	85	15	2	—	—
ブスキ	744	132	207	177	131	39	27	27	4
パニュマス	1,544	155	392	334	245	157	107	85	69
ケドゥー	2,694	662	965	617	265	107	43	25	10
マディウン	1,450	209	804	286	95	31	13	7	5
クディリ	1,564	92	559	492	250	99	32	27	13
全ジャワ・マヅラ	27,830	8,267	10,806	4,915	2,039	904	390	328	181

(出所) E.D.D., bijlage IV, p.185.

サ内の諸行事に立ち會う際の謝金から成り、第四表については表示の通りであり、現金収入でないものもすべて現金に換算して示されている。これらのうち、職田とパンチェン等の勞役については後に詳述することとし、その他のものについて簡単に説明しておこう。地稅徵收手當は、徵收額の八%から成る。⁽⁴⁵⁾ コーヒー栽培歩合はその強制栽培に従事するデサの首長に對して支拂われるものであり、一九一八〜一九一九年の強制栽培全廢の結果、第四表の時期には當然消滅している。かわりに、倫理政策下に推進された農民金融政策の結果、デサ首長は信用組合の管理を委ねられ、その管理収入が登場する。もっともその普及は遅々としており、第四表に示されるようにその収入は多くない。第四表の「不定期デサ内收入」は第三表の謝金と同じものである。これらは慣習法により如何なる場合に誰にどれだけ拂うかが決められていたが、⁽⁴⁶⁾ 商業中心地や都市部、農企業の近鄰デサでは次第に消滅する傾向があつたといふ。⁽⁴⁷⁾

さて、第四表から讀みとれるのは、先ず収入の大宗を占めるのが職田、勞役、地稅徵收手當であるという點で

第四表 デサ首長の役職に伴なう年收 (1926年調査)

州	デサ 首長數	年 收 分 布						收 入 内 分 比 率 (%)					1 デサ 當 り 平均年收
		f600 未満	f600~ f900	f900~ f1200	f1200~ f1800	f1800~ f2400	f2400 以 上	職 田	地稅徵收 手 當	不定期デ サ内收入	信用組合 管理收入	勞 役	
パ ン テ ン	549	241	206	77	24	1	—	8.7	22.3	5.6	—	63.4	f756
バ タ ビ ア	646	441	139	53	13	—	—	1.2	55.3	5.5	7.6	30.3	f494
プ リ ア ン ゲ ル	1,240	242	324	263	265	97	48	4.1	27.8	6.9	6.7	54.4	f1,165
チ ャ リ ボ ン	1,001	454	236	143	109	43	15	47.5	22.8	4.6	3.1	22.0	f894
プ カ ロ ン ガ ン	1,377	692	312	177	134	48	14	45.5	24.8	6.2	3.0	20.5	f789
ス マ ラ ン	1,977	662	462	370	340	103	40	50.1	15.2	6.3	5.3	23.0	f1,000
レ ン バ ン	1,372	804	387	124	54	2	3	51.4	17.0	5.2	7.4	19.0	f600
ス ラ バ ヤ	1,990	913	473	308	260	33	3	44.0	19.4	7.6	0.9	28.2	f733
マ ズ ラ	996	734	196	46	16	4	—	22.2	12.9	4.2	2.5	58.3	f489
バ ス ル ア ン	1,338	483	514	248	88	5	—	31.9	25.7	1.5	1.8	39.2	f674
ブ ス キ	747	208	136	134	150	51	28	17.3	16.5	1.1	1.1	64.0	f1,013
バ ニ ュ マ ス	1,080	343	148	130	226	124	109	68.5	11.3	3.8	0.7	13.3	f1,392
ケ ド ウ ー	1,994	1,127	457	193	158	47	12	58.5	17.8	6.8	1.3	15.7	f776
マ デ ィ ウ ン	1,151	591	325	156	53	14	12	55.6	18.2	5.5	3.8	16.9	f637
ク デ ィ リ	1,127	400	384	225	104	10	—	47.3	24.7	6.1	0.9	21.0	f792
全ジャワ・マヅラ	18,581	8,335	4,699	2,647	2,033	582	284	42.0	20.2	5.4	3.0	29.3	f820

(出所) E.D.A., bijlage D. より算出。

ある。そして、これを地域毎に見ると、地稅徵收手當の占める比率が異常に高いバンテンを除けば、個人占有地域では勞役、共同占有地域では職田收入が大部分を占める。一九二二〇三年調査ではこうした費目別收入額は明らかにされてないが、後述する職田の分析などから考えて、上の傾向と大きく異つていたとは思われない。

次に收入額自體を検討してみよう。各調査は、充分な收入たる基準を第三表では£三〇〇以上⁽⁴⁸⁾、第四表では£六〇〇に置いている⁽⁴⁹⁾。これに従えば、第三表で三〇%、第四表では四五%のデサ首長の役職に伴う收入が不充分であり、しかもこの比率には地域差が大きい。第三表では、バンテン (£三〇〇以下七一・〇%)、バタビア (五六・三%)、スラバヤ (四九・九%) など、第四表ではマヅラ (£六〇〇以下七三・七%)、バタビア (六八・三%)、レンバン (五八・六%)、ケドゥー (五六・五%)、マディウン (五一・三%)、プカロンガン (五〇・三%) などに、收入不充分デサ首長が多いことになる。それでは、これらの層のデサ首長のデサ内での經濟的地位はどのように評價されるべきであろうか。また、收入の多寡の生じる要因はどこに求められるのであろうか。

前者の問題から考えよう。先ず、兩表とも糖業地帯で糖業が支拂う諸種の手數料などは年收に含めておらず、これを含めれば收入不充分デサ首長数はかなり減少すると思われる。次に、この表には當然、役職と直接の關係なしに手にする個人收入も含まれていない。一九〇〇年頃の農家の平均收入について、デヴェンテル (C. Th. van Deventer) ⁽⁵⁰⁾ は中部ジャワで£八〇程度、西ジャワではこれよりやや低く、東ジャワでは若干高いが£一〇〇を越えないと指摘しているが、彼らは當然これ以上の個人收入をあげていたと考えられ⁽⁵¹⁾、またこの平均收入額に照らせば先の£三〇〇、£六〇〇という基準は高めに設定されているように思える⁽⁵²⁾。結局、一般住民と比較するならば、内藤 [1979] p. 83 も指摘するように、一般的にいつてデサ首長の經濟的地位はかなり高かったと考えられよう。

後者の、收入の差の發生要因については、E. D. A., p. 21 によれば一般に經濟狀態の良い縣でのデサ首長の收入は充分であり、それは特に彼らが個人收入でも補うからだと、役職に伴う收入以外をも視野にいれた説明がなされる。ただ、

共同占有デサ						個人占有・共同占有混在デサ							
職田の ある デ	平均 面積 (バウ)	面 積		位 置		デサ数	職田の ある デ	平均 面積 (バウ)	面 積		位 置		
		固定	不定	可動	固定				固定	不定	可動	固定	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	26	16	21.7	16	—	—	16	
419	64.3	227	192	86	333	691	689	60.6	303	386	75	614	
314	20.7	297	17	57	257	485	462	23.7	444	18	60	402	
898	14.3	895	3	3	895	227	224	17.3	224	—	—	224	
1,554	27.2	1,554	—	—	1,554	620	620	26.2	620	—	—	620	
527	40.4	527	—	23	504	549	549	39.2	549	—	13	536	
64	17.0	28	36	—	64	1,807	1,807	21.7	1,037	770	110	1,697	
3,250	10.0	653	2,597	2,769	481	1,211	1,161	10.6	673	488	442	719	
1,132	11.4	742	390	710	422	516	514	11.0	484	30	425	89	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	31	29	10.8	29	—	—	29	
377	35.4	161	216	119	258	817	809	34.3	457	352	139	670	
1,404	16.0	510	894	80	1,324	908	893	12.4	453	440	250	643	
2,264	8.1	2,264	—	—	2,264	643	643	7.0	643	—	—	643	
826	27.6	768	68	64	762	676	676	24.1	667	9	16	660	
487	21.0	432	55	105	382	874	840	21.5	742	98	122	718	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
13,516	17.7	9,058	4,458	4,016	9,500	10,081	9,932	23.1	7,341	2,591	1,652	8,280	

第五表 1882年ジャワ・マヅラの職田状況

州	デサ數	職田の ある デサ	個 人 占 有 デ サ							デサ數
			デサ數	職田の ある デサ	平均 面積 (バウ)	面 積		位 置		
						固定	不定	可動	固定	
バンテン	1,542	189	1,452	100	3.3	100	—	—	100	—
バタビア (ブルブル)	10	13	10	10	2.6	10	—	—	10	—
クラワン	175	—	175	—	—	—	—	—	—	—
プリアンゲル	1,547	31	1,521	15	2.5	15	—	—	15	—
チェリボン	1,185	1,168	73	58	11.0	43	15	15	43	419
テガル	1,022	821	219	41	2.4	41	—	—	41	314
ブカロンガン	1,202	1,123	76	1	6.0	1	—	—	1	899
スマラン	2,184	2,179	5	3	10.3	3	—	—	3	1,555
ジャバラ	1,183	1,092	92	9	13.1	9	—	—	9	535
レンバン	1,959	1,884	87	12	2.4	12	—	—	12	64
スラバヤ	4,562	4,423	86	11	7.8	11	—	—	11	3,263
パスルアン	1,735	1,655	87	9	4.2	9	—	—	9	1,132
プロボリンゴ	555	331	555	331	8.5	331	—	—	331	—
ブスキ	677	138	646	109	4.5	109	—	—	109	—
バニュマス	1,322	1,236	88	12	4.7	8	4	3	9	379
パゲレン	2,638	2,445	263	85	11.2	30	—	85	178	1,404
ケドゥー	2,911	2,910	3	3	2.7	3	—	—	3	2,265
マディウン	1,546	1,517	33	7	0.9	7	—	1	6	827
クディリ	1,404	1,350	36	19	18.4	19	—	—	19	490
マヅラ (パメカサン)	159	159	98	98	18.1	98	—	?	?	—
ジャワ・マヅラ	29,518	24,664	5,605	933	8.4	884	49	19	914	13,546

(出所) K.V., 1883, bijlage P.

共 同 占 有 デ サ						個人占有・共同占有混在デサ							
職田の ある デ サ	平均 面積 (バウ)	面 積		位 置		デサ數	職田の ある デサ	平均 面積 (バウ)	面 積		位 置		
		固定	不定	可動	固定				固定	不定	可動	固定	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	28	24	11.6	24	—	—	24	
194	34.9	160	34	—	194	942	942	35.1	725	217	—	942	
266	18.6	—	266	—	266	498	492	22.7	—	492	—	492	
520	13.5	141	379	—	520	445	442	15.3	209	233	—	442	
1,082	25.9	683	399	—	1,082	1,042	1,042	25.3	647	395	—	1,042	
381	29.1	381	—	—	381	683	683	34.4	683	—	—	683	
50	20.8	22	28	—	50	1,780	1,753	22.1	752	1,001	—	1,753	
2,413	4.0	869	1,544	1,367	1,046	1,958	1,938	8.3	805	1,033	500	1,438	
844	4.6	169	675	9	835	676	664	2.8	439	225	61	603	
—	—	—	—	—	—	322	322	10.6	170	152	—	322	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
167	27.7	115	52	—	167	1,006	1,006	26.6	374	632	—	1,006	
861	13.3	515	346	—	861	967	926	9.5	180	746	—	926	
2,074	5.3	1,528	546	—	2,074	569	569	7.9	397	172	—	569	
462	14.4	255	207	58	404	969	966	16.5	601	365	81	885	
393	23.1	393	—	—	393	1,064	1,064	22.3	1,064	—	12	1,052	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
9,707	11.9	5,231	4,476	1,434	8,273	12,949	12,833	18.8	7,070	5,763	654	12,179	

第六表 1897年ジャワ・マヅラの職田状況

州	デサ數	職田の ある デサ	個 人 占 有 デ サ							デサ數
			デサ數	職田の ある デサ	平均 面積 (バウ)	面 積		位 置		
						固定	不定	可動	固定	
バンテン	1,413	524	1,413	524	3.5	524	—	3	521	—
バタビア (ブルブル)	8	9	—	—	—	—	—	—	—	—
クラワン	204	14	204	14	2.5	14	—	—	14	—
ブリアンゲル	1,454	458	1,426	134	4.4	105	29	23	111	—
チュリボン	1,211	1,211	74	74	7.5	74	—	—	74	194
テガル	999	858	235	100	3.0	—	100	—	100	266
ブカロンガン	1,047	963	79	1	1.0	1	—	—	1	523
スマラン	2,148	2,135	7	—	—	—	—	—	—	1,082
ジャバラ	1,147	1,069	61	—	—	—	—	—	—	383
レンバン	1,934	1,842	102	37	6.5	37	—	—	37	50
スラバヤ	4,592	4,371	211	20	5.8	20	—	—	20	2,417
パスルアン	1,674	1,533	121	25	3.1	24	1	—	25	877
プロボリンゴ	567	361	245	39	9.2	38	1	—	39	—
ブスキ	722	474	722	474	5.7	247	217	—	474	—
バニユマス	1,347	1,219	133	11	2.7	11	—	—	11	167
バゲレン	2,647	1,853	289	55	7.1	55	—	—	55	1,322
ケドゥー	2,644	2,644	—	—	—	—	—	—	—	2,074
マディウン	1,486	1,450	36	6	2.2	6	—	—	6	463
クディリ	1,530	1,469	54	—	—	—	—	—	—	395
マヅラ (パメカサン)	1,194	1,175	1,161	1,161	14.1	1,161	—	—	1,161	—
ジャワ・マヅラ	29,968	25,332	6,573	2,675	8.8	2,317	358	26	2,649	10,213

(出所) K.V., 1898, bijlage P.

地稅徵收手當や職田收入自體も土地の肥沃度に左右されるから、デサ首長職に伴なう收入のみをとつても地域の經濟狀況の良し惡しがその多寡を規定する一つの要因と考えられる。次に *M. W. E. 150* はデサ首長の役職に伴なう收入の不充分な地域をいくつかあげ、その理由としてデサが山間部や都市部に立地するため地稅徵收手當が少ないこと、職田がないことなどを指摘している。

これらの説明はいずれもそれ自體正しいものであるが、先に見たように收入の大きな部分を職田と勞役が占めるのであれば、これらはいずれもデサ内部で額が決まるのであるから、その意味ではデサ首長の收入は住民との關係のあり方によつても大きく左右されるものであったと思われる。そこで、以下、職田と勞役の狀況を具體的に検討し、そこに表われたデサ首長と住民の關係をさぐつてみることにしたい。

第五表、第六表は、それぞれ一八八二年、一八九七年の全ジャワ・マヅラ直轄領の職田狀況を一覽したものである。⁽⁵³⁾ 兩表から讀み取れることは、第一に西ジャワと東端地方に職田のあるデサが少ないことである。第二に土地占有形態別に見ると、マヅラを例外として個人占有デサには職田が一般に少なく、共同占有の存在するデサではほとんどに職田がある。第三に一デサ當りの平均面積も、個人占有デサより共同占有のあるデサの方がかなり大きいという傾向が見られる。第四に個人占有デサでは廣さや位置の固定したものが大半であるが、共同占有のあるデサではかなりのところで面積は不定であり（首長選舉時に決められるといわれる）、位置の固定していないものも多い。

次に兩表を比較して、一五年間の變化を見よう。この時期には前述の理事命令によりデサ行政改革が命じられており、その結果が何らかの形で反映していると考えられる。先ず、個人占有デサが増え共同占有デサが減っていることが目につくが、これは一八七二年轉換令の影響であり職田との直接關係はない。⁽⁵⁴⁾ 第二に、個人占有デサに於ける職田の大幅な増加が見られる。特に、一八八二年には職田がほとんど無かった西ジャワや東端地方での新設が顯著である。この政策はその後も繼續されたが、政廳所有の荒蕪地を住民に開墾させ、そこへ職田を設定するという方法が採られることが多かったと

いう。⁽⁵⁵⁾ もっとも、これらの新設や擴張は決して順調に進んだわけではなかった。A.D. は、その理由として、住民の反対（クラワン、ブリアンゲル、スラバヤ、クディリ）、適当な土地の不足（ブリアンゲル、スラバヤ、マツラ、ブスキ）、⁽⁵⁶⁾ デサ首長が職田よりも初や現金を住民から受け取ることを望んだこと（ブリアンゲル、パスルアン）などをあげている。⁽⁵⁷⁾ かくして、第四表で見たように、西ジャワや東端地方などで職田収入が極めて少ないという状況が、一九二六年段階でも續いていたのである。

兩表の比較から読み取れることの第三は、一八八二年に見られたチェリボン六四・三バウ、六〇・六バウ、ジャバラ四〇・四バウ、三九・二バウ、バニヌマス三五・四バウ、三四・三バウといった共同占有のあるデサに於ける職田平均面積の廣大さが、九七年にはそれぞれ三四・九バウ、三五・一バウ、二九・一バウ、三四・四バウ、二七・七バウ、二六・六バウと、いずれも縮小していることである。これは、理事命令六條の適用が進められつつあることの結果と考えられる。⁽⁵⁸⁾ 第四は職田面積をデサ首長選舉時に決定するデサが増加していることであり、この傾向は特にテガル、プカロンガン、スマランに於いて顯著である。この背景にも政廳の介入が考えられようが、ジャバラではこの方式が全く導入されていないこと、チェリボン、スラバヤ、クディリでは面積固定方式の方が増えていること、西ジャワやブスキでの職田新設にあたり兩方式を導入していることに示されるように、必ずしも徹底はしていない。職田位置については固定化の進行が見られる。⁽⁵⁹⁾

以上の諸特徴について、筆者は次のような解釋が可能であろうと考えている。共同占有デサに職田が多く、その面積が比較的廣いことは、デサ首長の職務がその住民にとってより重要な意味を持つ、換言すれば首長の権限がより大きかったことの反映であろう。しかし、それゆえに、逆に住民の意志がその報酬を規定する側面も強く、そのことが面積や位置の決定への住民參與の比率の高さに表われている。そして、それは時には職田面積を厳しく制限する場合すらあった。⁽⁶⁰⁾ これに對し個人占有の場合には、デサ首長と住民との關係は相對的に疎遠であり、それゆえ住民は職田が存在する場合でも

それ程深くは關與しなかつたのである。次に政廳の方針は先述の如くデサ制度劃一化を意圖していたが、職田に關する限り基本的には共同占有デサの側への統一をめざしたものとされる⁽⁶¹⁾。それゆゑ、本來その制度がなかつた個人占有地域にも職田を導入しようとしたのであり、住民の抵抗に遇うことになるのである。あまりに廣大な職田の縮小も、この劃一化という點から理解されよう。

さて、職田の經營は M. W. E. 158 によると、一部地域では住民に貸し出され分益小作によって耕作されることもあつたが⁽⁶²⁾、基本的にはパンチェンなど住民の勞役を用いて耕された。この場合、住民とデサ首長との關係を考える上で注目されるのは、デサ首長が勞役使用權を自ら放棄して、賃勞働を雇用して經營を行なうケースが見られることである⁽⁶³⁾。このことは、如何なる意味を持つのであろうか。以下、この點を含めて、對デサ首長勞役の検討に移りたい。

フォッケンスの分類に従えば、勞役負擔者はパンチェン、アングラン (anggeran)、クドゥラン (kedoeran) 及びサンバタン (sambatan) の三種に大別される。パンチェンは一般に毎日二〜六名ずつでデサ首長宅へ行き、家や庭の清掃、草刈り、水や薪運び、その他のあらゆる家内勞働を行ない、時には首長の妻の市場への買い物のお伴をするような負擔者である。前述のように職田耕作にも従事する。普通、彼らは朝七時に首長宅へ来て、午後四時には仕事を終える。報酬はないが、一〜二回の食事が出されるのが慣例であつた。アングランは、職田がなくデサ首長の収入が少ない地域でパンチェンに加えて使用できる無償勞働提供者のことで、他の勞役を免除された特定の住民がパンチェンと同一内容の仕事をする。クドゥランは中・東部ジャワの一部に見られ、普通、自分の農具や耕牛を持參して一定期間職田などでの仕事に従事する。サンバタン勞役もこれと同じ内容であるが、こちらは原理的には自由意志に基づく相互扶助に屬するものであり、勞働の提供を受けたデサ首長は何らかのお返しを期待される。これらも不拂勞働であり、食事が提供された⁽⁶⁴⁾。

これらの勞役負擔者は、二〇世紀初めの時期に於いては一般に何らかの土地を占有し公共勞役義務を有する住民であつた。しかし、共同占有地域では共同占有水田持分保有者のみに限定されていた所もあり、また水田以外の土地占有者や家

屋のみの所有者の負擔量を水田占有者の半分に定めている場合も見られた。個人占有地域ではマヅラやバンテンに於いてはこうした區別は付けられなかったが、ブリアンゲルでは負擔能力に應じて差が設けられていた。⁽⁶⁵⁾

これらの負擔遂行に於いて特徴的なことは、内藤〔1977B〕p. 358も指摘するように實際に勞働をするのではなく、刳や、特に現金支拂いで代納することが極めて流行している點である。同氏によれば、それはジャバラに多く、パニユマス、プカロンガン、スラバヤでも散見されるというが、更に E. D. D. bijl. II に掲げられた各地方毎の負擔一覽表や同書 p. 36 によると、西ジャワのほぼ全域、チェリボン州チェリボン、インドラマユ、マジアルンカ縣、プカロンガン州テガル縣、ブレベス縣の一部、スマラン州スマラン縣、パティ、クドゥス縣の一部、スラバヤ州グリセ縣、マヅラ州パメカサン、スメネブ、サンパン縣、パスルアン州、プスキ州、パニユマス州の一部でこの點が見られる。代金納額は地域により様々だが、ほぼ年額 f 〇・五〜f 三・〇の範圍にある。

こうした狀況が発生した一般的背景としては貨幣經濟の農村部への浸透があげられようが、ここではもう少し突っ込んで検討してその意味を考えたい。先ず、バンテンなどでは行政當局が代金納を奨励したといわれる。しかし、ここでは以前から行なわれていたのを擴大したとも言われているので、⁽⁶⁶⁾ 根本的な原因は別のところに求められる。むしろ、直接的な原因はデサ首長側の代金納要求にあったことを、次の二つの事例は示している。

第一は二〇世紀初頭のチェリボン縣ブルンボン監督官區の例で、ここでは代金納が一般化しているが、「デサ首長は、この勞役を可能な限り現金か刳に代えることを望んだ。なぜなら、この勞役の遂行が極めて不充分だからだ。それはバンテンがきちんと来ないからというよりも——もちろん、それもあるが——、主には彼らの仕事ぶりがひどく悪く、その上、デサ首長は食事を出さねばならないからである。一般に、デサ首長はこの勞役を今や有利だとは考えていない。」といわれる。⁽⁶⁷⁾ 第二は M. W. E. Semarang, 149 所收のサラティガ縣報告であり、これによると「彼ら（バンテン）はきちっとした仕事などせず、普通、（デサ首長宅の）庭でブラブラしているだけである。だから多くのルラーは、使用する權利

のあるパンチェンを全員は来させない。なぜなら、大抵彼らは首長のために充分な仕事などせず、それでもルラーは彼らに食事を出さねばならないから」と述べられる。

要するに、住民が眞面目に勞役を遂行しないからかえて高くつくというのが、デサ首長が代金納の方を望んだ理由であった。そして、先に小論では職田經營に於ける賃勞働雇用のケースの存在を指摘したが、そこでの理由もこれと同一であった。例えば *M. W. E., Batavia, 158* 所收のクラワン縣報告は「相互扶助 (*gahitas*) を行なうつもりがあることを選舉の際に住民は表明するけれど、それは食事とコーヒーを出さねばならないし、勞働量は劣るので高くつく」と述べ、また *R. D. A., p. 469* によれば、『シドアルジ』縣で勞役 (*sojo*) の使用權を放棄して賃勞働を雇用したデサ首長は、その方が有利だし食事の世話などで妻に負擔をかけることもないからだと述べたという。

これらの背景には、住民の次のような對首長勞役觀があったと思われる。先ず、*M. W. E., Pascoean, III* 所收のパスルアン縣報告に、住民は對首長勞役の必要をデサ結合そのものに由來すると見なしていると指摘されるように、一般的にはその必要を認めていたといえよう。しかしその一方で、前引のブルンボン監督官區の事例ではその不人氣が指摘され、住民は公共の利益のための勞働ならば自分の利益にも繋がるので厭わないが、他人のための勞働はやりたくないと考えているようだと言分析されている。この場合、住民は、最早、對首長勞役を公のものとは見なしにいかなかったのである。これらのことは、換言すれば、本來、デサ結合の取りまとめ役として尊重されてきたデサ首長の地位が、その性格の變化の進行により、住民にとって次第に權威あるものではなくなりつつあったことの表現であると考えられよう。⁽⁶⁸⁾

さて、勞役負擔量は一般に首長選舉時に住民との協議で決められたようである。⁽⁶⁹⁾ この場合、一八八八年〜九二年の理事命令のパンチェン使用限度規定はどのように機能したであろうか。これについて、この命令の約一五年後に出されたハッセルマン (*C. J. Hasselman*) のデサ勞役調査報告は「地方命令に對する大幅な違反は全く見られぬか、もしくは例外的であるということが、かなり一般的に確信されるし、多くの報告もこれらの規定が概して良く守られていると述べているので

あるが、以下の點はなお否定できない。(1)これらの規定の遵守について、實行面で多くの不確實さが存在すること。(2)これらの規定の書類面での遵守、つまりこれらの規定で指示された算定記録については、多數の地方、縣に於いてかなりの改善の餘地がある。」と述べ、實情が必ずしも嚴密に規定通りではなかったことを示唆している。そして、その原因として、(1)監督官などが職務多忙のため、監督が充分に行きわたらない、(2)規定違反があつても、住民はなかなか當局へ訴え出ようとしなない、(3)規定の翻譯をデサ首長に交付したが、文旨が多いため大半が内容を理解できていない、それゆゑ、首長選舉の際などに内容を口頭で住民に説明してはいるがこれにも限界があり、住民はこの規定に含まれる權利や義務を理解していないという三點をあげている⁽⁷⁰⁾。したがつて、行政當局によるパンチェン規制がなお實施されねばならない地域もあつたようである⁽⁷¹⁾。

これまでのところ、デサ首長の収入の大きな部分を占める職田と勞役の具體的な狀況を通してデサ首長と住民との關係を考へてきたのであるが、この章の最後にこれらによつて住民に生じる負擔が重かつたのか否かという點に觸れておきたい。先ず M. W. E., II, 149, E. D. D., p. 37~p. 40 の記述を検討すると一般には重くないとされておき、植民地權力はこれらを適正な負擔と考へていたと思われる。ただ、例外的にいくつかの地域について負擔過重が指摘されているが、その理由を見ると(a)デサの規模が小さかつたり免役者が多いため、勞役負擔者數が少ない⁽⁷²⁾、(b)デサ役人數が多すぎる⁽⁷³⁾、(c)職田が廣すぎる⁽⁷⁴⁾、(d)理事命令に従わず舊慣行によつてゐる⁽⁷⁵⁾、(e)デサ首長の不正なパンチェン要求といった點があげられている。これらのうち、(a)と(d)のケースは理事命令による規定が實施されていないことに原因があり、その適用が進めば解消しうるものといえよう。逆に言えば、規定通りであれば過重負擔は生じないと政廳側は判斷していたのである。一方、住民側も、一九二〇年代の稅負擔調査報告が「デサ内で重い負擔について話題にし、それをあげるように求めても、住民がデサの負擔をあげるのを聴くことはまずない。その理由は、こうした負擔は住民にとって納得ゆくものであり、その要求は良く知つてゐる者によつてなされるからだといふ⁽⁷⁷⁾。」と指摘してゐることから判斷すれば、デサ首長などに對する負擔

をそれほど重いものとは見ておらず、一應の納得をしていたものと思われる。問題は、(e)の如く、不正、即ちデサ首長が取り決めに破つて不當に住民負擔を増やす場合であつた。

一九世紀後半～二〇世紀初頭の時期に於いて、こうしたケースをも含めたデサ首長の不正を指摘した記録は極めて多い。以下では、それらから不正に對して住民側がどのように對應したかを検討し、それを通して住民と首長との關係についての考察を更に進めてみたい。

四 デサ首長の不正と住民の對應

E. D. A. bijl. D. は、一九二四年～二六年の三年間に於けるデサ首長退職者數をあげている。それによると、全ジャワ・マツラの一八、五八一名のデサ首長のうち六、〇九六名が退職したが、その二八・六%にあたる一、七四六名は罷免によるものであつた。この中には先に見たような職務怠慢によるものも含まれるだろうが、同時に、後述するような住民の告發によって不正が發覺して首を切られた者も多かったと思われる。しかも、後述するところから明らかにされるように、發覺する不正は氷山の一角にすぎないのであるから、この免職者數は當時の不正の頻發狀況を示していると考えられよう。

デサ首長の不正の内容は多岐にわたり、ここでは逐一それを述べることは避けられねばならないが、その性格を見るために二つの事例を検討しておこう。

第一は、一九〇八年に於けるパスルアン縣での政廳密偵による農民の不滿調査である。これによると、情報収集された一五五件の農民の不滿のうちの九六件までが、共同占有地持分の配分や糖業への土地貸し出しの際のデサ首長やデサ役人による不正に對するものであつたといふ⁽⁷⁸⁾。この例は、農民の不滿の中でデサ首長などの不正に對するものが如何に大きな部分を占めたかを示している。第二は、糖業調査委員會報告書に述べられている一九一〇年代のある縣廳所在地近鄰で發

覺したケースである。ここでは、「デサ首長が、長期契約で糖業に貸し出されている土地區劃内の、持分權保有者が六、七年前に死亡や移住のためになくなった二人分の持分を、この全期間にわたり持分保有者新規募集の対象から外してしまい、その借地料を自分の懐へ入れ續けた」という。⁽⁷⁹⁾この場合、このデサ首長は水田無主化の事情を眞先に知りうるという職務上の立場と、デサ代表として糖業と交渉し借地料を一括受納するという職權を利用して、本來は新持分保有者を募集すべきだというデサの慣行を破つて、私的利益を圖っている。ここに典型的に表わされるように、デサ首長の不正とは、小權力の濫用による慣習の侵害に他ならなかった。

さて、この第二のケースはイスラム同盟支部からの訴えで明るみに出たといわれるが、當時、一般には政廳はデサ首長の不正を住民から提出された告發 (deklacht)⁽⁸⁰⁾から察知した。告發があると、政廳はそのデサの全住民を召集し調査を行ない、それに基づいて處分を決めたという。ところで、ここで注目されることは、この場合に充分な證據が上らず、デサ首長の處分に至るケースが少なかつたといわれる點である。このことは、一體、何を意味しているのであろうか。

この點を考察するための手順として、先ず告發が如何なる場合に出されたかを検討してみる。第一に指摘できるのは、住民はそれほどやすく告發を提出したわけではないということである。この事情について、M. W. R. Soerabaja, 512 所收のシドルジョ縣報告はデサ首長の不正が處罰されない原因を述べたくだりで、それは「原住民の溫順さにある。彼らはそうした行爲に敢えて異を唱えようとはせず、事實を當局に知らせようとしなない。」という。また、福祉減退調査委員の一人であつたトゥサイント (W. L. H. Steenstra Tousseint) は、「官吏やデサ首長が犯す不正をヨーロッパ人行政がコントロールすることは極めて難しい。我々が『不正』という烙印を押すある種の現象は、一定の限度を越えぬ限り、ジャワ人の慣習に於いては全く不正とは見なされていない。この限度は、我々ヨーロッパ人には考えられないものである。」と述べている。⁽⁸¹⁾こうして見ると、住民はかなりの程度までは不正を不正と見なさず、あるいはそれを甘受し、受忍限度を越える程にひどくなった時に初めて告發という行動に出たものと思われる。⁽⁸²⁾こうした狀況の背景にデサ首長の權力への恐

れがあったことは、次の記事から明らかであろう。即ち、M. W. R., *Cheribon*, 512 所収のチェリボン地裁判事の報告は、「不正を行なった者が同時にデサの最高権力を代表しており、その周圍に結束の固い一群のとりまきや影響力の大きい家族がいるような場合には、そのデサ内で彼に對して抵抗することは極めて困難なことに違いない。ただ、極めて自立心の強い、しかし大抵はこれもまた評判の良くない者だけが、郡長か監督官の所へデサの権力者に對する告發をもたすのである。」と述べている。ここで告發を行なうのは、デサ首長の権力を恐れぬ一種のはみ出し者なのである。

第二に、M. W. R., 512 の記事の検討から明らかになるのは、これらの告發には、デサ首長の不正によって何らかの不利益を被った者から提出されたものとともに、明らかに現首長を失脚させることを主要な目的としたものが含まれている点である。例えばバングル縣報告では、「しばしば、デサ首長に對する住民の告發には非常な誇張があり、ほとんど重大さを缺くような内容の告發がなされる。こうした告發が、現首長に對する恨みから、彼に反對する者の手によって、調査の實施により首長の權威に傷をつけ徐々に彼を破滅に追い込み、遂には自分がデサ首長に選ばれる機会を手に入れようという意圖を以って行なわれるものだということは、上述の點から全く明らかである⁽⁸³⁾。」と述べられる。ここでの「現首長に反對する者」とは、おそらく次に引くクブメン縣報告に現われるような人々であろう。即ち、「共同占有デサで首長職に廣い職田が伴なう場合、反對グループが存在するのが普通であるが、大抵の場合、そのリーダーはデサ首長選舉で充分な票を集められず敗北した候補者である。このグループは常にデサ首長の缺點を記録し、事實が充分に集まったと判斷するや否や當局に告發し、そうすることによって彼を罷免に追い込もうとする⁽⁸⁴⁾。」と指摘されている。また、トゥバン縣では、前首長の息子が、現首長を罷めさせ自らがその地位に就こうとしてデサ首長の缺點さがしをするというケースも見られたという⁽⁸⁵⁾。これらの例は、デサ首長職に伴なう権力や収入をめぐるデサ内黨派鬭争の一手段として、告發が用いられたことを示している。

告發が以上のような狀況で提出されている限り、政廳側が調査に及んでも充分な證據が得られることが少なかったのは

當然のことであろう。トゥルンアグン・トゥレンガレク地裁判事が「こうした不正を訴えられた者が、大半というわけではないが、しばしば無罪となるのは、立證が極めて困難であることと、證人がデサ首長に罪を負わせるような證言をすることを恐れることに原因がある」と報告し、チェリボン地裁判事も「當局の調査がなされても、他の點では評判の良い村長は必ずしもこれをひどく恐れる必要はない。彼のデサ内の影響力は、證據の集められるべきところの最末端にまで及んでいる」と指摘する(87)ように、デサ首長の権力は證據集めの障害にもなっていたのである(88)。また、第二の黨派鬭争の一段としての告發の場合、先述したところから明らかなように、根據不十分なものが當然多かったと思われる。

以上に述べてきたことは、結局、次のような住民とデサ首長との關係のあり方の反映であらう。第一に、住民の對デサ首長觀には、跪拜の構造ともいふべきものが存在していた。福祉減退調査のマラン縣報告は、それを「住民はなおデサ役人、とりわけデサ首長に對して遠慮してしゃべる必要を感じている」と表現している(89)。第二に、それでもなお、告發が多數提出され、また反對派が存在したということは、デサ首長の權威が低下し、上の權造に變化が生じつつあったことを示しているものと考えられよう。そして、このような傾向は、内務官僚のパウウェルト(V.D. Pauwert)が一九一七年に「最早、住民は以前のように柔順ではない。」と述べ(90)、一九二〇年に書かれた一記事が、「最近、現實の事態から明らかに示されたことは、デサ住民はルラーの專決的な命令には最早納得しないということである(91)」と指摘するように、次第に強まっていたと思われる。

この章を終えるにあたり、こうした傾向の一つの到達點を示す興味深い事例を紹介しておきたい。一九一〇年代後半にイスラム同盟の影響下に結成された農民同盟(Sarikat Tani)は、その目的を糖業などの農企業へ土地を貸し出す農民の利益擁護におき、その場合に仲介者として働くことを宣言して活動し、一〇年代末〜二〇年代にかけていくつかの地域に支部を結成した。ここで注目すべきことは、その規約で、メンバーとなりうるのは「デサの住民であつて同時に土地占有者であること。"Djoendjangkrawat Desa" 即ちデサ首長及びデサ役人を除く」と規定し、明確にデサ首長等を排除の對象

にしていることである。⁽⁹²⁾この時期、イスラム同盟は教育組織を通じて農村部に勢力を浸透させ相互扶助慣行やデサ首長の權威の掘り崩しを圖ったといわれるが、⁽⁹³⁾農民同盟に結集した農民はそうした働きかけを受けて、デサ首長が自らの味方ではないということを明確に認識したのであった。それは、農民がデサ首長の性格變化という状況を自覺したという意味に於いて、農民意識の成長を物語っている。

おわりに

小論で述べてきたことをまとめれば、以下になるろう。第一に、政廳のデサ再編策は本來多様であったデサ首長の地位の規格化をめざすものであった。第二に、デサ首長の社會的地位の高さは住民の土地權への介入の有無に深くかかわっており、一般に共同占有デサの方が高かったといつてよい。しかし、このことは彼らがそこで專制的權力を行使したということを意味するのではなく、逆に、それゆえにこそ住民意志によつて制御される側面も大きかった。政廳の政策は、このような方向を促進しようとするものであったと考えられる。第三に、住民はこのような首長の地位を一面では必要とみており、それゆえに彼らに充分な収入を保證したのであった。そして、デサ首長の地位や權威は、なお跪拜の對象であった。しかし、同時にそうした關係の構造が崩れつつあったことも紛れのない事實であった。勞役の金納化や頻繁に提出された告發といったことに見られる事情は、このことを如實に物語っている。そして、この崩壞の傾向は次第に強まってきたと考えられるのである。

ところで、小論ではデサ首長の社會的地位の低下を専ら彼らの不正に對する住民の對應の問題を手がかりに論じてきたのであるが、この時期に於いて如何なる人々がどのようにしてデサ首長に選ばれたかという點については、紙幅的關係から全く觸れられなかった。筆者はこのことが彼らの社會的地位の低下の理由を解く一つの鍵であると考えており、近く別稿で検討を加える豫定にしている。

- (1) 岸 [1967]
- (2) 拙稿「二〇世紀初シドアルジョのデサ協約におけるデサ首長の地位をめぐる覺書」(谷川道雄編『中國士大夫階級と地域社會との關係についての総合的研究』昭和五八年 京大文学部 所收)。
- (3) H.N., p. 7~p. 8. もっとも東インド評議會の一八六四年一月二八日の勸告 no. XIII によると、中間首長にデサ首長が採用されるとは限らないという。また、この制度の起源はジャワの王侯支配に求められるとしながらも、強制栽培制度の實施に伴う増員されるに至ったとも述べている。詳しくは、*ibid.*, p. 8 を参照。
- (4) 一八六四年の栽培長官報告によれば、バンテンでは *loerah*、クラワンでは *peinggi*、チャリボンでは *keowoe-aris*、ケドゥーでは *poenatoes*、バゲレンでは *glondong* と稱されたところ (*ibid.*)。さらに、同史料に附された編者註(2)によれば、バンテンでは *peinggi loerah*、プリアンゲルでは *peinggi*、*peinggi troeshoofden*、パティウンでは *palang* と稱した。なお、彼らの稱號等に就いては *E.R.*, vol. 3, p. 206~p. 209, *E.D.A.*, p. 5 に記載がある。
- (5) H.N., p. 8. また、例えばバゲレン州のカリグウォ村に居住する *glondong* は、このデサで五區劃のクリーリ持分、他の支配下の六デサで計七・五區劃のクリーリ持分を持っているところ (*E.R.*, vol. 3, p. 208)。
- (6) H.N., p. 7, *E.R.*, vol. 3, p. 207.
- (7) H.N., p. 7~p. 8.
- (8) *E.D.A.*, p. 5.
- (9) H.N., p. 8~p. 9.
- (10) ラッフルズがこの根據としたのは、各地に派遣された調査官の一人ホプキンス (Hopkins) の報告 (一八一三年一〇月頃) であり、それによるとスラバヤより東の地域ではデサ首長 (*peinggi*) が毎年選舉されると述べられていた。その後、同様の報告がジャバラ、ジョアナからもなされ、ラッフルズはこれらをもとに、選舉は「明らかにこの島固有の制度」であり、デサ首長はデサの代表者であると規定するに至った。この点について詳しくは、T. S. Raffles, *Substance of a Minute*, London, 1814, p. 100, p. 113 を参照。この「發見」は、彼の地稅制度が村落單位の課稅から個人課稅へと轉換する契機となった點で極めて重要であるが、早くから疑問が提出されており、筆者も顔面通りに受け取ることができないと考えている。いずれ、別稿で検討してみたい。
- (11) 経過報告に書かれるべき内容は、デサ名と人口、選舉に參加した有權者數、各候補者の名前と職業、推定年齢及び得票數、その他であった。
- (12) この條項は、*Sib.* 1883, no. 229 で年一回報告に改められた。
- (13) この種のデサに屬するものとしては、王侯貴族の祖先の墓を守るデサ、寺院その他の聖地のデサがあげられ、これらの首長は總督が任免すると定められた。なお、この規定は *Sib.*

1897, no. 272 一三條で若干修正された。

- (14) この點について、一八六四年四月二九日の東インド評議會勸告は次のように述べている。「村落首長の毎年の退職と選舉はほとんど例外的であり、逆に、一度選ばれた村落首長が住民の満足する限り職に留まり続けるのが通例であると認められる。地方行政首長は、この通例に變更を加える理由を持ち合せていない。なぜなら、そうすることは單にデサ行政への介入を擴大せざるを得ないのみか、それにより職務の増加にも繋がるからである。(中略)この點を別にしても、當評議會の知る限り、一八一九年一月八日の政令(*Stb.*, no. 13)に含まれるデサ首長の毎年の交替に關する規定は、全く守られていないか、もしくはかなり以前から既に忘れられてしまつてゐるのである。當評議會は、この毎年の交替が、中部ジャワ、特にスマラン州に於いて住民の記憶にある限りの昔からの慣例であつたことに、強い疑問を抱いてゐる。現在、知られる限りほとんどどこに於いても、デサ首長は一度住民によつて選出され行政當局に承認されるならば、不資格だとか不正行爲、もしくは自らの願ひ出によつてのみその職から身を引くことがありうるということが、もう長年にわたつて確固とした慣例だとして受け取られてゐる。當評議會の知る限り、ジャワの東部にデサ首長の三年交替という慣行の續いてゐる地域があるのみである。」なお、この三年交替制は、スラバヤ州理事の一八七一年四月一八日の書簡 no. 472によれば、スラバヤ縣で一八五四年まで二年毎、三年毎、四年毎に定期的にデサ首長を選出する慣行があつたが、一八五

五年に當時の理事フレイデ・ビー(Vreede Bie)の手で改革され消滅したといわれ、行政側の改革対象でもあつたようである。以上については、H. N., p. 11~p. 12を参照。

- (15) この點は、後の改正選舉法(*Stb.* 1907, no. 212)でも同様である。クレインチュスは、政廳がこれを自明のことと見なしたからだと解説している。P. h. Kleinjans, *Staatsinstellingen van Nederlandsch-Indië*, vol. 2, 1929, Amsterdam, p. 209を参照。

- (16) 住民により選出されたデサ首長に對する承認拒否權をどのようにに設定するかについては、一八一九年選舉法四條をめぐつて政廳内で様々な議論があつたが、結局、基本的にはデサの選擇を尊重するという形で R.R. 七一條の規定に集約されてゐた。讀み書き能力の問題もこの過程で議論されてきたと思われるが、スマラン、チュリボン、パスルアン、バゲレン、ケドゥー、スラバヤのグリセ縣のように、このことを承認要件として實際に重視した地域もあつた。しかし、結局、一八六〇年二月二八日の栽培長官命令(*Bijblad*, no. 855)一四條で、「住民に選舉された村落首長の承認に際しては、讀み書き能力は條件として設定しないものとする」と規定され結着した。その理由は、同命令二條によれば、R.R. 七一條が候補者の不正行爲が確認されたケース以外の首長選舉への介入を禁じてゐるからだとされる。これらについての詳細は、H. N., p. 15, C. J. Hasselman, "Het Palladium" (T. B. B., vol. 22, 1902) p. 382を参照。

- (17) もっとも、こうした一連の選舉法公布にもかかわらず、デ

マヅラでは職田に関する規定はない。他方、デサ役人の職田の上限についても様々であるが、レンバンとジャバラで職田指定の順番が役職の重要度順になっていることが注目される。前者では役職毎に上限面積に差があり、これらは植民地権力のデサ行政に對する捉え方を知る材料の一つとなると思われる。

- (23) クレインチェスは、デサの自治については從來 R.R. でも原則的に表明されてきたが、詳細な規定が缺如していたためその法的地位に関する見解の一致がなぐ、I. G. O. に至つて初めてそれが明確に規定されたという (Kleinjes, *op. cit.*, p. 188~p. 189)。なお、同條令はこの後、一九四一年の最後の法案までの間に八回の修正を受けた。一九〇六年條令の概観と性格付けについては、岸 [1967] p. 37~p. 43 を参照。

- (24) 岸 [1967] p. 36~p. 37。

- (25) 各年次の統合・分割数は、一八八六年 六一、四四、一八八八年 三三、一六、一九〇二年 八六、一九、一九〇七年 二八、二〇、一九二八年 九二、一八、一九二九年 一四、一と、統合の方が多い。

- (26) 六三縣 (afdeeling) 中「*groot gebied* (groot-middelmatig)」[かなり良し (vrij goed)] といった評價が縣内の一部地域についてだけでも下されているのは二〇縣にすぎず、これら二〇縣のはとんどについても様々な問題點が指摘されている。

- (27) M. W. E., *Paseroean*, 153. この縣では免職者が比較的に少なぐ、三〇年以上在職して表彰されるデサ首長が多かつた。

當時、勤績三〇年のデサ首長は青銅メダルを與えられ表彰されるのが決まりであり (*Bijblad*, no. 3179) 一般にこうした者は有能な首長だと受け取られていた。なお、同様の命令遂行に際しての理解不足という指摘は、レバク縣 (*ibid.*, *Banten*, 153) ムリヤ縣 (*ibid.*, *Sorabaya*, 153) ヲンヤク縣 (*ibid.*, *Kediri*, 153) などにあつた。

- (28) *ibid.*, *Semarang*, 153. 同様の職務怠慢による罷免は、ボンジュン縣でもしばしばあったと報告される (*ibid.*, *Bezoeki*, 153)。

- (29) このような意味でのデサ首長の質は、E. D. A., p. 17 によると、今世紀初頭の二〇年間に全體としては向上したが、なお改善の餘地があるとされる。

- (30) この調査は一九二五年二月二八日附の植民大臣指示第四部 no. 34/1482 で提起され、政廳命令 no. 3X (1926.5.8) で實施指示が出されたが、インドネシア共產黨蜂起事件勃發により延期となり、二七年七月二九日の内務長官書簡 no. G. S. /27/8 同年九月三日の政廳命令で改めて調査方法が具體化され、二七年一月から二九年一月にかけて實施された。調査地として、スンダ地域からレバク、バンドン、スカブミ、チェリボン、ジャワ地域から中部ジャワのテガル、ブルウケルト、ウォノソボ、ケンダル、東ジャワのポノロゴ、クデイリ、トラバン、シドアルジョ、マラン、マヅラ地域からバンカラ (マヅラ) とパナルカン (ジャワ東端地方) の一七縣の各々四つずつのデサが選ばれた。詳しくは、E. D. A., p. 1~p. 2 を参照。

- (31) E. D. A., p. 9~p. 10. デサ集會の實情については、ラソーニによると、多くの縣で毎月か三五日 (sapanan) 毎に一度の開催であり、チェリボン、プリアンゲルではデサの集會所 (bale desa) 、ジャワ人地域ではデサ首長宅のウェランダ (pendopo) 、マヅラ人地域では屋外に場所が設定され、郡長等の上級權力が参加することも多かった。それゆえ、ここでの決定の承認を上級權力が拒否するケースは一般に少なかったといわれる。もつとも、プリアンゲルやチェリボンなどにも多い大人口デサでは開催に困難が伴ない、回数を減らしたり定期開催を止めてしまったところもあるという。それゆえ、ラソーニは I. G. O. を改正して、参加者を制限した集會が長老會議に於いてデサの諸問題の決定を行なうことを提起している。なお、一部地域では慣習法の成文化されたもの (atoeran desa) が存在し、シドアルジ、ボノロゴ、ウォノボ、ケンダル、クディリなどのジャワ人地域ではそこに土地權や占有者の義務、デサ勞役 (desadienat) の割りふりなどが規定されており、デサ集會での決定の際に據り所とされたという。詳しくは *ibid.*, p. 10~p. 13, p. 54 を参照。
- (32) この點については、既に一九世紀末にスヌク・フルフロニエ (C. Snouck Hurgronje) が次の如く指摘している。「ここではジャロはリーダー (djoeragan) とは見なされておらず、地位の高いデサ住民は彼らのことを輕蔑をこめて話す。彼らは政廳の機構から一步外へ出ればあらゆる點において全く權威がなく、事實上、政廳の命令が守られるように氣を配り、この場合には上級官吏の權威に完全に頼った番人以外の

何者でもない。……ジャロが共同體の利益を代表するとか、この首長が共同體首長であるなどと考えることは、全く問題にもならない。」(E. D. D., p. 90 註(3)より重引) また、E. D. A., p. 55 では、長老の他に宗教教師の住民に對する影響力も大きかったことが指摘されている。

- (33) 詳しくは E. R., vol. 3, p. 221~p. 238 を参照。同史料によれば、この段階ではジャワ各地に長老が存在し、デサ内の重要問題についてデサ首長に助言を與える立場にあった。彼らは一般にはデサ役人の中に含まれるものであったが、パンテンの一部と中部ジャワ、特にジャバラの若干のデサではなお一定の獨立性を保っていたという。パンテンに於ける長老の稱號については、クロロット以外にも北部のトゥアトワ・デサ (toewa² desa) 、それ以外の地域に於けるクロロット・デサ (kolot² desa) 、クロット (kelot) 、レンブ (lemboer) 、カロロット (karolot) があげられる。

- (34) E. D. A., p. 13 では「ヤツラ」とともに「バンテン」ではデサ組織がなお未發達であるという指摘があるが、それはこのような意味に解することができよう。

- (35) R. D. A., p. 53.

- (36) *ibid.*, p. 99.

- (37) *ibid.*, p. 188, p. 237, p. 280, p. 325, p. 365, p. 590 を参照。

- (38) Ch. E. Bodemeijer, "Tets over de Paladium-Fictie en de Huidige Kiesegeeling der Dessoefden op Java en Madoera" (T. B. B., vol. 23, 1902) p. 210.

(39) *ibid.*, p. 238. 同様の指摘はクディリ縣 (*ibid.*, p. 400) トラン縣 (*ibid.*, p. 498) でもなされてゐる。

(40) *ibid.*, p. 53.

(41) なお、マツラのバンカラン縣でも、縣廳所在地のデサの首長は警察官、徴税官にすぎないといわれるが、ここでは貴族や退役軍人の多いことがデサ結合解體の理由だとされる。詳しくは *ibid.*, p. 626 を参照。

(42) E. R. 調査段階で住民との協議が實施されていたのはバンテン、テガル、バニユマス、プカロンガン、スマラン、レンバン、ジャバラ、マディウン、クディリ、モジョケルト、バウェアン、パンギル、マラン、プロボリンゴ各縣の一部デサ、住民選舉が實施されるのはバンテン、プリアンゲル、チエリボン、テガル、バゲレン、スマラン、レンバン、マディウン、クディリ、バスルアン各縣の一部デサである (E. R., vol. 3, p. 278~p. 281)。この住民との協議は前章で述べた各州理事命令で義務付けられたが、この結果、かなりの数の地方で定着化の方向にあったことが、その後の調査から窺える。これについての詳細は E. D. D., p. 15~p. 32, M. W. F., 156 を参照。

(43) 筆者はもちろん、デサ首長權力が相對的に強く住民参加の餘地の小さかった場合の存在を否定するものではない。土地割替がデサ首長の手で行なわれたケースはたしかに多かったし、デサ役人選出の協議の際に首長の提案が無條件に受け入れられる地域が多かったといわれる。ただ、こうした場合でも、それはそれなりの慣例に基づいていたのであって、デサ

首長が恣意的に權力を行使しえたのではなかったと考えてゐる。

(44) E. D. A., p. 15 が、住民はデサ集會に於いて意見を表明するのを恐れなくなったと指摘しているのは、この結果であると解釋されよう。

(45) この額は *Sub.* 1819, no. 5 で八・三%と定められ、*Sub.* 1826, no. 19 で八・五%に引き上げられ、更に *Sub.* 1827, no. 37 で八%に修正された。詳しくは H. N., p. 18 を参照。

(46) 例えば、二〇世紀初頭のスラバヤ監督官管區での規定は次の通り。結婚の際、デサ首長に f0.15~f2 宗教役人 (modin) に f0.1~f1.5 書記 (Tiarik) に f0.25 傳達役 (kebajan) に f0.25 離婚の際、それぞれ f0.2~f1, f0.1~f1, f0.25, f0.25 支拂ふ。デサ首長と對して、家を賣る時 f0.5~f25 財産分割時に f3~f25 家の新築の際に f0.25~f5 別の村への移住の際 f0.2~f1 別の郡への移住 f0.2~f3、メッカへ出かける時に f1~f5 手紙を受け取った時 f0.25~f5 水兵登録の際 f1~f5 牛牛の賣買の際 f0.25~f0.5 馬や牛の賣買 f1~f2.5 牛車の賣買 f1~f2 を拂ふ。祭禮を行なう場合、デサ首長に f0.25~f2 傳達役に f0.25~f0.75 を支拂ふ (E. D. D., bijl. III, p. 172~p. 173)。他地域の同様の事例についての記述は *ibid.*, p. 173~p. 175, *Adatrechbundes*, XIV, p. 192~p. 196, XVIII, p. 57~p. 64, XIX, p. 17~p. 34, E. R., vol. 3, p. 27~p. 30 を参照。なお E. R., vol. 3, p. 293 所載の一九世紀中葉のデマク縣レハントのハディミンツラット (Hadingin-

Etat)の觀察によれば「この慣行が一度存在するところでは、デサ首長はこれを尊重することが住民の義務だと考えている」と述べられ、デサ首長がこれを既得権と見ていたことが窺われる。住民側も E. D. A., p. 42 によれば、この支持を道徳的義務と見なしており、デサ首長選舉時にデサ役人の「正當な手當」として定め成文化したという。そして政廳もこれを公認していた。

- (47) Poppie, "De hoofden der gouvernementsdesas op Java en Madoera" (T. B. B., vol. 19, 1900) p. 57, E. D. A., p. 46 を参照。

- (48) E. D. D., p. 93.

- (49) E. D. A., p. 21.

- (50) C. Th. van Deventer, *Oversicht van den Economischen Toestand der Inlandsche Bevolking van Java en Madoera*, 1904, 's-Gravenhage, p. 34~p. 35.

- (51) 例えは M. W. E., 24, 130 の記事によると、いくつかの地域ではデサ首長が個人占有地や固定持分制共同占有地を集積したり、あるいは共同占有地持分を借地することにより經營面積を擴大していったことが明らかにされており、これらはその經濟的優位の一つの證據であるといえよう。

- (52) 一九二六年の數字については、もちろん世紀初め以來の物價上昇を考慮に入れて判斷されねばならぬが、米價で見ると一九一三年を二〇〇とした指數で一九〇〇年は七〇・一、一九〇二年 八六・八、一九〇二年 八〇・三、一九〇三年 八四・〇に對し、一九二六年は一五二・八となり、物價はほ

ぼ倍になっていることがわかる (*Changing Economy in Indonesia*, vol. 4, Rice Price, 1978, Hague, p. 45~p. 46 参照)。したがって、一六〇〇という數字は、二〇〇〇の場合と同様のことが言えよう。

- (53) 同様のデータは K. V., 1888, bijl. S., 1893, bijl. U. にも掲載されるが、ここでは一八八八年~九二年の理革命の效果を検證するのに都合のよい一八八二年と一八九七年のものを取り上げて検討する。

- (54) 土地所有の轉換については、拙稿「ジャワの共同占有の解體をめぐって」(『東洋史研究』三八一四 昭和五五年)を参照。

- (55) スメダン縣、バスルアン、ブスキ、クディリ州の事例については E. D. D., p. 18, p. 27, p. 28, p. 32~p. 33 を参照。またバンテンでは一八九〇年代に政廳によるデサ首長職田新設が計畫され、一八九〇年一月一八日附命令 no. 28 により五六バウのランジャハン(Landjahan)地(かつてのスルタン家所領であり、後に政廳所有地として貸し出しを行っていた水田)から新設することが指示され、更に一九〇一年二月五日附命令(Bijblad, no. 5568)では政廳所有の荒蕪地をこれに充てることになった(E. D. D., p. 89~p. 91)。ただし、一部では住民の水田を削って職田面積を創り出した例もある。例えばブリアンゲル州のマノンジャヤ、コッポ地方ではデサ首長に對する別の負擔を減らすことを條件にこの方法が採られ(*ibid.*, p. 18)。マラン縣では一九〇四年四月二三日の理革命令により、對首長勞役の過重な地域(一人當り年

額 $f - 10 \sim f - 30$ で土地占有者の同意を得て職田新設がなされたといわれ (*M. W. E., Paseroean, 149*)、やはりこの方法によつたと考えられる。

- (56) *E. D. D.*, p. 10, p. 18, p. 24, p. 25, p. 27, p. 28, p. 32 ~ p. 33 を参照。

- (57) 第四表で職田収入比率の低いマツラの場合はこれと異なり、職田は全デサで設けられている。ここでは、一デサ平均の地稅徵收手當を計算すると $f - 6$ 三と他州に比べて極端に低く、この地味の惡さが職田収入をも引き下げているものと思われる。

- (58) ただし、これも命令通りに順調に縮小が行なわれたとは考へにくい。例えば、*E. D. A.*, p. 38 によると「チュリボン州チュリボン縣では職田とティティソロ (*titsoro*) と稱されるデサの經費を捻出するための共有田の合計面積が二〇、七四九バウ、共同占有水田の % を占めるといわれ、一九二〇年代に至つても職田が廣大であつたと思われる。政廳は、職田を自治體利用地 (*gemeentelijke exploitatiegronden*) へ轉換してデサにより貸し出させることを計つたが、デサ首長や役人の反對に遇い、うまくはいかなかつた。*E. D. A.* は、彼らの反對理由を、職田を持つことがデサ内に於ける權威と名聲の象徴であり、月々の俸給の場合よりも一度に多額の収入を可能にするという點に求めている。

- (59) もっとも、これについても住民の反對により失敗したケースがある。*E. R.*, vol. 3, p. 304 ~ p. 305 によると、スラバヤ州では從來デサ首長は共同占有地持分を一區劃餘分に職田と

して與えられるにすぎず、毎年の割替の際に移動するのが慣行となつており、地方當局がその固定化を計つたところ住民の反對を受け失敗したという。そしてこの慣行は二〇世紀初頭においてもなお存続していたことが、デサ協約から窺える。これについては註(2)に掲げた拙稿を参照。

- (60) 例えば *E. R.*, vol. 3, p. 289 の註(a)によると、レンバン縣カジャム村では以前には四バウであつた職田が、水田持分が小さすぎるといふ住民の不滿によつて二バウに縮小されたという。また、*ibid.*, p. 290 註(e)によれば、バゲレン縣ウオノサリ村では、デサ首長が「我々デサ首長への水田割當てに關して、政廳 (*negoro*) の規定が作られるべきだ。……我々は長老と相談するように決められているが、この相談を長老や住民にもちかけると、いつも我々の必要から見て小さすぎるものしか得られない」と不滿を漏らし、この調査に居合わせた鄉村のバンジャルサリの首長も「我々もウオノサリ村の首長のためによく御願ひしたい。なぜなら、彼はまさしく我々の願ひを表現しているのだから。」と述べたという。

- (61) ただし、職田位置については慣行に逆らつて固定化を推進しようとしているようだが、これは恐らく管理の容易さを優先したものだと思われる。

- (62) バイテンゾルフ、クラワン、スメネブ、サンバン、ブレバス、プマラン、バスルアン、プロボリンゴ、クラクサーン、ボンドウォオソ、ジュンブル、パナルカン、パニユマス、ブルウォケルト、バンジャルネガラ、マゲラン、トゥマングン、トゥレンガレク、ボジョネゴロの諸縣で貸し出される場合も

あると報告される。なお、糖業地帯などではヨーロッパ人農企業への貸し出しも盛んに行なわれた。これについては *M. W. E.*, 134 を参照。

- (63) クラワン、チェリボン、インドラマヌ、マジヤルンカ、クニンガン、プマラン、パナルカン、チラチャップ、マゲラン、トゥマングン、ブルウォレジョ、クブメン、バルベク、トゥレンガレク、レンバン、ボジョネゴロ、パティ各縣の報告にこのケースが見える。なお、トゥマングン縣の例では、賃金は一日四時間労働で $f \cdot 0 \cdot 10 \sim f \cdot 0 \cdot 125$ である。

- (64) *E. V. D.*, vol. 2, p. 4~p. 6.

- (65) *E. D. A.*, p. 14, p. 40~p. 41. なお、一九世紀中葉の持分保有と勞役負擔の關係の類型分けについては内藤 [1977B] p. 359 を参照。

- (66) *E. D. D.*, p. 16.

- (67) C. A. de Munnick, "Proeve eener Regeling tot Bezoldiging van het Desbestuur" (*T. B. B.*, vol. 24, 1903) p. 294.

- (68) 内藤氏は勞役賦課の行政面に於ける最大の影響として、村長の權力の増大と官吏化の進行をあげておられるが [1977B, p. 36]、小論がここで述べたことはまさにこの過程の裏面であつて、共同體首長としての性格の希薄化がデサ首長の權威の減少を招いた基本的な背景であつたと思われる。

- (69) *E. V. D.*, vol. 2, p. 5. によると、フォッケンスの調査時には「一般にデサ首長選舉の際に、住民と協議してパンチュン

數を決め」ていたといわれる。また、前引のブルンボン監督官區では「しばしば、新しいデサ首長が登場する際に、代金納額について勞役負擔者との相談がなされる」(*C. A. de Munnick*, op. cit., p. 294) という状況であり、*M. W. E.*, *Preanger*, 149 によれば、スカブミ縣では初での代納額が選舉毎に決められ、第一級公共勞役負擔義務者は一五〇二五 *gedeng*/年、第二級一〇一五 *gedeng*/年、第三級五〇一〇 *gedeng*/年(初一 *gedeng* は、この當時で $f \cdot 0 \cdot 1 \sim f \cdot 0 \cdot 125$)を納めるのが一般の基準であつた。

- (70) *E. D. D.*, p. 69~p. 71.

- (71) 例えばプカロンガン州バタン縣のバタン、バンドル兩郡では小規模デサのパンチュン勞役負擔が過重であつたが、一九〇四年八月六日の理事命令 no. 150/4 で一人當りの負擔を三五日に一度と決めて軽減を圖つてゐる (*M. W. E.*, *Pekalongan*, 111)。また、同縣スバ、バワン兩郡の小規模デサ七九村を統合して三三村に再編することゝ、負擔の軽減がなされてゐる (*ibid.*, 149)。

- (72) スメダン、トゥバン、パナルカン、ブスキ、パンジャルネガラ、バタン縣。

- (73) 例えばブルウォケルト縣では七八戸に一人、マジヤルンカ縣では三〇戸に一人(マジヤルンカ、ラジャガル、ジャティワンギ郡)、二〇戸に一人(マジヤ郡)、二五戸に一人(テラガ郡)という指摘がある。

- (74) プマラン縣プマラン郡の若干のデサでは首長在任期間が長いので、デサ役人の職田が全耕地の三五〜四〇%に及ぶこと

がある」と指摘されている。

- (75) クラクサーン縣のクラクサーン郡、バイトン郡、クディン郡では、バンチュンに二週間に一度、時には一週間に一度動員され、行政當局による住民集會での指導も充分な成果を上げていないといわれる。他に、パティ縣やプロボリンゴ州でも指摘される。

- (76) 例えば、代金納しない負擔者が代金納した者の勞役分まで要求されたケース(マシラ州)、プロボリンゴ縣、テンゲル郡、マナルカン縣)など。

- (77) J. C. Meijer Ranneft, W. Hunder (ed.), *Onderzoek naar den Belastingdruk op de Inlandsche Bevolking*, 1926, Weltevreden, p. 145.

- (78) *Eenige Ambtelijk Bescheiden nopens het Vraagstuk der Rietbranden op Java*, 1911, Batavia, p. 67 参照。

- (79) *Verslag van de Suiker-Enquete Commissie 1921*, n. p, n. p, p. 82 参照。

- (80) "Eene opmerkingen naar aanleiding van het artikel 'Desabzoek'" (T. B. B., vol. 29, 1905) p. 238~p. 239 参照。この召集は、じつは午前中一時間の時間を買ひ出し、なり、住民をいそがせ嫌いだといふ。

- (81) M. W. R., *Kediri*, 512.

- (82) 同様の内容が、マバレン縣、マントラキ、マントラキ(Koesoemo Dikdo) 参照、マントラキ "Nog iets over Desabzoekverkiezingen" (T. B. B., vol. 24, 1903) p. 14 参照。なお、例外的に、スマネン縣報告では「本縣のマシラ入

は、いろいろな不正を速やかに知らせてゐる」(M. W. R., *Madoera*, 512) と述べられる。

- (83) M. W. R., *Paseroean*, 512.

- (84) M. W. E., *Kedoe*, 165.

- (85) Koesoemo Dikdo, op. cit., p. 15.

- (86) M. W. R., *Kediri*, 512.

- (87) *ibid.*, Cheribon, 512.

- (88) この他に、スマランでは、デサ酋長側による證人の買収が述べられてゐる (*ibid.*, *Semarang*, 512)。またマラン縣では、「ある件に於ける權力者や、デサ酋長や役人の血縁者との關係にまつるべき場合などは、各々の證人が『働かぬ』と云ふ、事では疑ひを起さるゝ」(*ibid.*, *Pekalongan*, 512) と指摘される。

- (89) *ibid.*, *Pekalongan*, 512.

- (90) V. D. Pauwert, "Dessa federaties" (T. B. B., vol. 52, 1917) p. 220.

- (91) "Desaraden" (*Indische Gids*, 1920, vol. 1) p. 58.

- (92) この報告が、スマラン同盟中央擔任本部がインスロランに (Soroekardono) 書簡を以て公表する、*Oetoesan Hindia*, 1919, no. 83 (五月一日) (L. P. O., 1919, no. 18, p. 22~p. 23) と報ずるなど、また *Archief voor de Suikerrandindustrie in Nederlandsch-Indië*, 1918, II, p. 2307~p. 2315 及び *Goeroe Desa*, 1918, no. 23 (八月一日) p. 354~p. 362, no. 24 (八月十五日) p. 370~p. 378 などの引用によつて、これとほぼ同一内容の土地貸し出し者同盟 (de Vere-

eniging der Landverhuurders)の綱領・規約が載せられており、この作成経緯は不詳であるが、内容の類似性から判断してこれが *Oetoesan Hindia* 掲載のものの原型であった可能性は極めて高。支那結成の状況については I. P. O., 1918, no. 32, p. 29, no. 34, p. 8, 1919, no. 44, p. 15, 1920, no. 20, p. 23, no. 33, p. 9, no. 38, p. 9 に所収の *Oetoesan Hindia*, *Sinar Hindia*, *Nerajia* の記事を参照。また Ruth T. Mcvey, *The Rise of Indonesian Communism*, 1965, Ithaca, p. 466 note (110) には、農民同盟設立が決められたのは一九三三年二月のイスラム同盟七回大會(マデヤン)であり、しかるその計畫は全く實現されなかったと述べられるが、ここで見たとすれば誤りである。

(36) E. D. A., p. 54.

略 號 一 覽

岸 [1967]: 岸幸一「ジャワの村落組織について」の覺書——デッサとカランハンについて」『東洋文化』四三(一九六七年)

内藤 [1977A]: 内藤能房「十九世紀ジャワの「土地占有形態」

再考——ジャワ村落の歴史的性格に関する一考察——」(『アジア研究』二四——一九七七年)

内藤 [1977B]: 内藤能房「十九世紀中葉のジャワ村落における賦役遂行——ジャワ村落の歴史的性格に関する一考察」(『一橋論叢』七八三——一九七七年)

内藤 [1979]: 内藤能房「十九世紀中葉のジャワ村落と村落運営について——植民地行政との関連をめぐって——」(『アジア研

究』二五—三・四(一九七九年)

Bijblad: *Bijblad op het Staatsblad van Nederlandsch Indië*.

E. D. A.: F. A. E. Laculle, *Eindverslag over het Desa-Autonomie-Onderzoek op Java en Madoera*, Weheverden, 1929.

E. D. D.: C. J. Hasselman, *Eindverslag over het Onderzoek naar den druk der Dessadiensten op Java en Madoera*, Batavia, 1905.

E. R.: *Eindresumé van het Onderzoek naar de Rechten van den Inlander op den Grond op Java en Madoera*, 3 vols., Batavia, 1876, 1880, 1896.

E. V. D.: F. Fokkens, *Eindresumé van het Onderzoek naar de Verplichte Diensten der Inlandsche Bevolking op Java en Madoera*, 3 vols., s-Gravenhage, 1901, 1903.

H. N.: "Historische Nota over de desabesturen op Java" (K. V., 1877, bijlage N)

I. G. O.: Inlandsche Gemeente Ordonnantie.

I. P. O.: *Overzicht van de Inlandsche en Maleisch-Chinesche Pers*, Batavia, 1918—1940.

K. V.: *Koloniaal Verslag*.

M. W. E.: *Onderzoek naar de Mindere Welvaart der Inlandsche Bevolking op Java en Madoera. Samentrekking van de Afdelingsverslagen over de uitkomsten der onderzoekingen naar De Economie van de Desa in de*

residentie.....

*M. W. R.: Onderzoek naar de Mindere Welvaart.....naar
het Recht en Politie in de residentie.....*

*R. D. A.: Regentschapsverslagen behorende bij het Eind-
verslag over het Desa-Autonomie Onderzoek, n. d., n. p.*

R. R.: Regeeringsreglement.

Sib: Staatsblad van Nederlandsch-Indië, 1814—1949.

*T. B. B.: Tijdschrift voor het Binnenlandsch Bestuur, 1887
—1917.*

That Fujian maritime trade thrived in this way was not only due to Fujian occupying a coastal area, but also to the tendency of surplus agricultural labor to turn to the sea for a livelihood. While relatively few engaged in ship building or became shippers themselves, a very large number became sailors on coastal and foreign-bound vessels. The large number of people variously engaged in these maritime enterprises were part of the reason for Fujian's economic vigor.

THE SOCIAL STATUS OF THE CHIEFTAIN OF DESA

UEMURA Yasuo

This essay examines the kind of regulations pertaining to the social status of the chieftain of Desa during the final organization of colonial rule of Desa, Java since the beginning of the 19th century, and those regulations of his social status during the reorganization of that rule. This essay also examines the way in which the chieftain of Desa was viewed by the inhabitants of Desa. The reorganization was intended to standardize the ruler's position within the social and political environment of Desa. Yet the chieftain's social position was strongly connected to the presence or absence of intervention by indigenous authorities. Generally, when the chieftain cooperated with local authorities, his social position was heightened. As long as he was not despotic, the local inhabitants, in one respect, recognized the necessity of the chieftain of Desa's social status. The essay shows then that the authority of the chieftain of Desa was still considered an object of worship. Yet it also reveals, in other respects, that there were tendencies which gradually brought about the destruction of the relationship between the chieftain of Desa and the local inhabitants.